

【住むなら北九州 定住・移住推進事業 子育て・転入応援メニュー】
様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

北九州市長 様

申請者 (〒 -)

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

住むなら北九州 定住・移住推進事業 子育て・転入応援メニュー補助金交付対象者認定申請書

住むなら北九州 定住・移住推進事業 子育て・転入応援メニュー補助金の申請を予定していますので、住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり申請をします。なお、この申請書の記載事項について、事実と相違ないこと及び申請資格を満たすことを誓約するとともに、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

また、要綱第12条第1項に規定する認定の取り消し事由に該当した場合、又は要綱第8条第1項に基づく補助金の交付申請をした際に申請資格を満たしていないことが発覚した場合は、認定を取り消されても異議を申しません。

記

申請者について	(フリガナ)		性別	男・女	生年 月日	S・H 年 月 日	
	申請者氏名						
	申請区分 (該当番号に○印) 【共通要件】 ・申請者が39歳以下、かつ世帯人員2人以上 ・1は申請者が、2～4は全員が1年以上市外居住	1	結婚後5年以内又は3ヶ月以内に結婚予定の者（新婚世帯）				
		2	子どもが2人以上いる者（多子世帯）				
		3	親と同居又は近居し、子どもがいる者（多世代同居又は近居）				
		4	市内の雇用機会の増大に寄与した企業への勤務に際し、転入することになった者、又は本市が実施する移住支援事業を利用し、転入することになった者（企業移転などに伴い移住する従業者等）				
	現在の勤務先	勤務先名： 【所在地： _____】					
	転入後の勤務（予定）先	勤務先名： 【所在地： _____】					
	現在の住まい (該当番号に○印)	1 民間賃貸住宅 2 親族の家に同居 3 社宅・社員寮 4 特定優良賃貸住宅 5 公営・公社・都市機構住宅 6 持ち家 7 その他（ _____ ）					
	市外居住年数	年 月					
対象となる世帯人員数	人	うち子どもの数	※胎児も対象		人		
転入予定先の住宅について	転入予定先の住宅 (該当番号に○印) ※街なかには所在するもの	1	民間賃貸住宅 ※住戸専用面積が50㎡以上（2人の場合30㎡以上）				
		2	特定優良賃貸住宅のうち家賃補助が終了した住宅				
		3	空き家バンク登録住宅				
	転入予定先の住宅の所在地	北九州市	区	【共同住宅の名称・部屋番号： _____】			
	親世帯の住宅の所在地	北九州市	区	※申請区分が3で「近居」の場合に記入			
	転入予定先の住宅の家賃	円 ※共益費、駐車場料金等を除く					
転入予定年月日	令和 年 月 日						

【本申請書に係る用語の定義】（参考）

	用語	定義
申請者について	転入	北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。
	子ども	子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第6条第1項に規定する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）をいいます。
	同居	補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）が親と同一の、補助金の交付対象住宅（以下「補助対象住宅」という。）に居住することをいいます。
	近居	市内に親が居住しており、補助対象者が親と異なる補助対象住宅に居住することをいいます。
	市内の雇用機会の増大に寄与した企業	当該年度に本市において起業した企業、新たに拠点を整備した企業、企業立地にかかる優遇制度を申請若しくは申請予定の企業又は市長が別に定める企業をいいます。
	本市が実施する移住支援事業	本市への移住を促進するために企業のテレワークの定着など新たな働き方を検討するための支援事業、本市への移住希望者の居住体験の支援事業又は市長が別に定める事業をいいます。
転入予定先の住宅について	街なか	居住の誘導を図る区域である要綱の別表第1で定める区域をいいます。
	民間賃貸住宅	北九州市・福岡県・北九州市住宅供給公社・福岡県住宅供給公社・都市再生機構等の設置する公的住宅を除いた居住用の賃貸住宅で、次の全てを満たし、街なかに所在する住宅をいいます。 ア 建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの（以下「新築」という。）ではない住宅。 イ 昭和56年6月1日以降に着工した住宅及び、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たす住宅、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を施し、新耐震基準を満たす住宅。 ウ 宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第176号）第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者が仲介を行う住宅。
	特定優良賃貸住宅	本市の認定を受けて建設された特定優良賃貸住宅のうち街なかに所在する住宅をいいます。ただし、福岡県住宅供給公社及び北九州市住宅供給公社が建設したものは除きます。
	空き家バンク登録住宅	北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結したもののうち、街なかに所在する住宅をいいます。
	家賃	民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）をいいます。

【注意事項】

- 必ず、住むなら北九州 定住・移住推進事業（子育て・転入応援メニュー）補助申請要領（以下「申請要領」という。）をご確認のうえ、申請書をご記入ください。
- 申請要領については以下の方法でご確認ください。
 - 本市「住むなら北九州 定住・移住推進事業」ホームページを参照。
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0052.html
 - ホームページを確認できない場合は、建築都市局住宅計画課（Tel:093-582-2592）までお問い合わせください。